



## 「マイナンバー法案の概要」

平成25年5月9日、国民全員に番号を割り当てる「マイナンバー法案」が衆議院本会議で可決され、参議院での審議が始まりました。この法案は今国会で成立する見通しで、3年後の2016年に施行される予定です。正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」 修正案

「マイナンバー法案」は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

「マイナンバー法案」による番号制度は内閣府が所管し、その法律の通称は「マイナンバー法」とされ、個人番号の通知等及び番号カードの所管は総務省、法人番号の通知等は国税庁となります。

今回は【利用範囲】と【個人番号情報保護委員会】を取り上げました。

### なによりも、第6条別表第一【利用範囲】

#### ★年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用

- ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- ・国家公務員・地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金給付の支給に関する事務
- ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務等

#### ★雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用

- ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務等

#### ★医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用

- ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- ・障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務等

#### ★国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用

#### ★被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用

### 問題とされている 第4章【個人番号情報保護委員会】

#### ★内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会として設置

#### ★所掌事務は「特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督」「特定個人情報保護評価に関すること」など

#### ★組織・任期等

- ・委員長及び6人の委員をもって組織。任期は5年。(委員のうち3人は、非常勤)
- ・委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ・委員は、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成
- ・委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治運動等の禁止等を規定

- ★業務
  - ・委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査の実施権限、委員会規則の制定権あり
  - ・委員会は内閣総理大臣に対し、特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる
  - ・委員会は毎年国会に処理状況を報告し、公表

確かに行政手続きにおいては利便性が良い、そのためのマイナンバーである。しかし、システムの構築は間に合うのか？ 本当に個人情報は守られるのか？ ここでも高齢者は切り捨て状態国民番号制に反対する人々は未だ多い、なのに三条委員会の設置が決定している。この三条委員会 が持つ権力は「使い方を間違えれば大変なこととなる」と思っていて、本当に危機感を感じてしまいます。このままでは、3年後から実施されてしまいます。これからの審議でなにかが修正されるかもしれません。注視して見守って行きたいと思っています。皆様はどう思われますでしょうか？